

情報共有システム活用要領

1 趣旨

この要領は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用に関し、必要な事項を定める。

2 目的

福岡市（以下「本市」という。）が発注する公共工事において、情報通信技術を活用し、工事における書類などの情報を交換・共有することにより、業務の効率化を図ることを目的とする。

3 定義

(1) 情報共有システム

情報共有システムとは、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。

なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った工事帳票については、別途紙に出力して提出しないものとする。

(2) 工事帳票

工事帳票とは、工事打合せ簿等の定型様式の資料、及び工事打合せ簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。

(3) 工事書類

工事書類とは、工事写真及び工事帳票をいう。

4 対象工事

対象工事は、土木工事とする。

ただし、採用する積算基準において、システムに係る費用が含まれている工事を対象とする。

なお、別表に示す工事の受注者は情報共有システムの使用を必須とし、それ以外の工事の受注者はシステムを活用するか否かを選択することができるものとする。（災害復旧工事や単価契約工事等は除く）

別表

業種区分	ランク等
一般土木 ※1	A
管 ※2	
ほ装	
造園	
P・C 港湾土木 その他（法面など）	当初設計額 1 億円以上

※1 水道局発注工事については管 2 種を含む

※2 水道局発注工事については管 1 種を除く

5 システム

(1) 機能要件

使用するシステムは、国土交通省が定める「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 (Rev. 4.0 以上)」を満たすものとする。ただし、以下については本市の仕様とする。

- ・システム利用者の構成
- ・工事書類のフォルダ分類
- ・「帳票 (鑑) 作成機能」で作成する工事書類

なお、「帳票 (鑑) 作成機能」で作成する工事書類については、「工事打合せ簿」、「材料確認書」、「段階確認書」、「確認・立会依頼書」および「工事履行報告書」を必須とする。

(2) 契約

発注者及び受注者が使用するシステムのサービス提供者との契約は、受注者が行うものとする。

(3) 費用負担

システムの利用料金は、共通仮設費率に含まれている。

(該当項目：共通仮設費 技術管理費「施工管理で使用する OA 機器の費用 (情報共有システムに係る費用 (登録料及び利用料) を含む)」)

6 工事帳票

システムで処理を行う工事帳票における電子印については、紙への押印と同等の取扱いとする。

7 データの提出

受注者は、システム上で共有した工事書類を電子媒体 (CD-R 等) により工事監督課へ提出する。提出部数は 1 部とする。

8 検査

(1) 現場検査

従来通りの方法での検査とする。

(2) 書類検査

原則、電子成果品については電子検査、紙成果品については紙検査とする。

指定部分完成検査、出来高検査及び中間技術検査も同様とする。

(3) 検査の準備

- ・検査に用いるパソコン等の機器は、原則として受注者が準備する。
- ・時間短縮のため、あらかじめデータを電子媒体 (CD-R 等) からハードディスクに読み込んでおく。

9 情報管理

受発注者は、情報漏洩防止等の観点から以下の項目の管理を徹底すること。

- (1) ID・パスワードの管理徹底
- (2) ウィルス対策の徹底
- (3) 工事情報等機密情報の管理徹底
- (4) 工事関係データの管理徹底（定期的なバックアップなど）
- (5) その他情報セキュリティに関する基準、法令等の順守

付則

(施行期日)

この要領は、平成31年4月1日から実施する。

令和2年4月1日 改定

令和3年4月1日 改定